

【令和8年度白鷹町空き家等解体補助事業の概要】

(補助対象内容)

●補助対象の建物 ①②のいずれか

- ① 特定空き家等に認定された建物
- ② 道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等

(注) ②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いの下、実際の建物外観を調査した上で測定させていただきます。

●事業実施者

- ・所有者等（所有者又は法定相続人）に限ります。
- ・所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます。

※権利者の同意必須

- 公共事業による移転等の事業は含みません。
- 対象事業費が500,000円以上のものとし、原則として補助対象建物の全部を解体撤去し敷地全体を更地の状態にするものとします。
- 所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾又は許可を得ているものとします。

(補助金額)

- 補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1/2（上限600,000円）
- 町内業者が解体撤去工事を行う場合は、別途100,000円を加算します。
- 所有者等が補助金の交付を受けられるのは補助対象建物1件につき1回を限度とします。

(募集期間)

- 令和8年5月18日（月）から令和8年6月15日（月）まで
建設課窓口または町ホームページに掲載してある事前協議書（様式第1号）及び建物の解体等に係る誓約書（様式第2号）を必要書類と合わせて建設課都市・住宅係までご提出ください。

(注意点)

- 事前協議書等の提出は補助金の交付を確約するものではありません。
- 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示いたします。
（6月下旬頃を予定）